

第1回法務省契約監視会議議事概要

開催日 平成26年3月19日(水)

場所 東京地方検察庁1503号室

委員 大曾根 匡(専修大学教授)
柿原 理一郎(フジテレビ報道局解説委員)
宮園 久栄(東洋学園大学教授)

議事等

第1 法務省契約監視会議について

別添「法務省契約監視会議について(平成26年1月6日法務省大臣官房会計課長決定)」及び「法務省契約監視会議議事運営について(平成26年1月6日法務省大臣官房会計課長決定)」について、各委員に説明した。

第2 座長の選出

座長 大曾根 匡 委員(委員の互選による。)

第3 平成26年度法務省調達改善計画(案)について

1 平成26年度法務省調達改善計画(案)の説明と質疑

「平成26年度法務省調達改善計画(案)」について、各委員に説明を行い、以下の点について質疑がなされた。

○(質問) 法務省調達改善計画における取組は3つに区分されているが、その区分の基準はどのようなものか。

(回答) 重点的な取組は、内閣官房から示された策定要領を基にしており、法務省において特に重点を置くものとして、情報システムに関する調達及び庁舎維持管理に係る調達を挙げている。

継続的な取組としては、従来から取り組み、一定程度効果が表れているものについて、引き続き取り組むものを挙げている。

その他の取組については、業務の効率化や人事評価、人材育成等、従来から行われている取組のうち、調達改善に直接つながるものではないものも積極的に組み込むという趣旨のものである。

○(質問) 平成26年度からの新規取組は何か。

(回答) 計画全体としては、平成25年度計画までは法務本省のみが対象であったものを地方官署にまで及ぼすことが挙げられる。

個別の取組については、重点的な取組において庁舎維持管理に係る調達を新規で取り入れているほか、その他の取組において、リサイクルトナーの活用、少額随意契約可能案件における一般競争入札の実施、人材の育成、

内部監査の活用，外部有識者による個別調達案件の点検を新規取組として取り入れている。

○（質問）少額随意契約の定義は。

（回答）少額随意契約は，予算決算及び会計令第99条において締結可能となる金額が定められており，具体的には，物品の購入について予定価格が160万円以下の案件，賃貸借について80万円以下の案件等が挙げられる。

2 平成26年度法務省調達改善計画（案）の承認
平成26年度法務省調達改善計画（案）について，各委員の承認を得た。

第4 各委員からの意見・提言等について

今回会議の議事内容については，特段の意見はない。今後とも，引き続き適正な手続・取組の継続に特段の配慮をお願いしたい。

第5 次回日程及び議事について

1 次回日程

平成26年6月開催予定

2 次回議事内容

- ・ 法務省において締結した契約のうち，重点審議案件についての審議
- ・ 平成25年度法務省調達改善計画の自己評価について

平成26年1月6日
法務省大臣官房会計課長決定

法務省契約監視会議について

1 趣旨

法務省（地方支分部局等を含む。以下同じ。）が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の適正を確保するため、法務省契約監視会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の目的

会議は、法務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 法務省が締結した物品の買入れ及び役務の提供等を対象とした契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等の報告を受け、競争性、公正性等に関する審議を行い、会計課長に対して必要な意見の具申を行うこと。
- (2) 「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づく取組について、法務省行政事業レビュー推進チームに対して指導、助言等を行うこと。

3 会議の構成等

- (1) 会議は、省外の有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。
- (2) 委員は、公正・中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他の職務を適切に行うことができる学識経験等を有する者の中から、会計課長が委嘱する。委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- (3) 委員の数は、3人とする。
- (4) 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員

を退いた後も、また同様とする。

- (6) 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

座長は、委員を代表して会議の取りまとめを行う。

座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

4 会議の開催

- (1) 会議は、原則として、年3回開催し、その時期はおおむね6月、11月及び3月とする。ただし、このほか必要に応じて開催することを妨げない。

- (2) 会議は非公開とし、毎回、議事概要を作成してこれを公表する。

5 事務局

会議の事務局を法務省大臣官房会計課に置き、庶務等を処理する。

6 その他

会議の議事運営に必要な事項については、別に定める。

平成26年1月6日
法務省大臣官房会計課長決定

法務省契約監視会議議事運営について

1 会議の開催

- (1) 法務省契約監視会議（以下「会議」という。）の開催については、法務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）の招請により座長が招集する。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 座長は、必要に応じて、書面による回議をもって、会議に代えることができるものとする。

2 契約の競争性、公正性等に関する審議の対象とする契約等

- (1) 会議は、法務省ホームページにおいて公表されている「契約に係る情報の公表について」に示された契約のうち、物品役務等の競争契約及び随意契約であるもの（以下、これらの契約を「審議対象契約」という。）から、予定価格が1,000万円以上の契約であって、各委員において、事前に抽出したものについて、審議を行うものとする。各委員は、その抽出に当たっては、随意契約及び応札者又は応募者が1者の契約について重点的に抽出するものとする。
- (2) 会議は、必要に応じて、上記(1)に掲げる契約以外の審議対象契約についても、抽出して審議することができる。

3 報告及び資料の提出・説明

- (1) 会議において、事務局は、審議対象契約及び調達改善の取組について報告する。
- (2) 委員は、事務局に対し、審議対象契約及び調達改善の取組に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

4 意見の具申及び指導、助言等

会議は、審議対象契約に関する報告の内容又は審議した契約について、改善すべき事項等があると認められるときは、会計課長に対して意見の具申を行い、調達改善の取組について、必要があると認められるときは、法務省行政事業レ

ビュー推進チームに対して指導，助言等を行うことができる。

意見の具申及び指導，助言等は，委員の総意によるものとする。

5 議事の公表

会議における議事については，事務局においてその概要を取りまとめ，委員の了承を得た上，法務省ホームページに掲載する。